

平成 19 年 12 月 14 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官付法令班

パブリックコメント（犯罪収益）担当 御中

社団法人 信 託 協 会

「犯罪による収益移転防止に関する法律施行令案等」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 犯罪による収益移転防止に関する法律施行令第 8 条第 1 項第 1 号関連

(1) 施行令 8 条 1 項 1 号ネの「社債、株式等の振替に関する法律」と、規則 6 条 1 項 8 号の「社債等の振替に関する法律」は同一という理解でよいか。

(2) 施行規則 6 条 1 項 8 号において、本人確認の対象から除かれる取引として「令第 8 条第 1 項第 1 号ネに掲げる取引のうち、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 69 条の 2 第 3 項本文に規定する申出による口座の開設」が指定されている。

社債等の振替に関する法律 69 条の 2 第 3 項本文に規定する「特別口座の開設」（社債権者等の口座を知ることができない場合）を本人確認の対象から除かれる取引に指定するのと同様に、同 131 条 3 項、同 167 条 3 項に規定する「特別口座の開設」（株主等の口座を知ることができない場合）同 228 条（投資口に関する株式に係る規定の準用）決済合理化法附則 8 条 4 項、附則 15 条（施行日において振替投資口となる保管振替利用投資法人の投資口に係る特例）についても本人確認の対象から除かれる取引として指定していただきたい。

（補足説明）

株券電子化への移行に際してなお株券等を所有している株主等については、発行会社等が株主ごとに開設する特別口座を通じて管理することとなる。そして、発行会社が当該特別口座を証券代行専業会社または信託兼営金融機関に開設し、それら機関が特別口座の管理を行う実務運営が想定されている。

特別口座において取扱うこととなる証券保管振替機構扱いになっていない株券等においては、株主等が所在不明であるケース等が想定されるため、要望することとした。

- (3) 会社から特別口座管理業務を受任した信託銀行にとって、「特別口座」に係る株主等が判明した以降に想定される同法 133 条に基づく取扱い(「振替」)について施行令 8 条 1 項に規定する「特定取引」には該当しないことを確認いたしたい。

(補足説明)

「振替」はそもそも施行令 8 条 1 項列挙事項に該当しないので「特定取引」ではない。したがって、たとえば、以下に掲げる行為について本人確認は不要であることを確認したい。

株式等を売却するために、株主等が口座管理機関(証券会社)に開設した口座へ「特別口座」内の株式等を振替えること。

同様に、共同請求時・相続時・担保の解除時に、株主等が口座管理機関(証券会社)に開設した口座へ「特別口座」内の株式等を振替えること。

株主等から「特別口座」にある単元未満株式の買取請求を受けること。(なお、信託銀行にとって、単元未満株式の買取は合意によるものではなく、形成権のように請求があれば必ず受付けるもの。)

株主等から「特別口座」にある単元未満株式の売渡し請求を受けること。

2. 犯罪による収益移転防止に関する法律施行令第 8 条 1 項 4 号イ関連

- (1) 実務においては売主側と買主側で媒介業者が異なるケースが多いが、媒介契約を締結した顧客に対してのみ本人確認を行う義務があると認識すれば良いか。例えば、売主側と媒介契約を締結した宅建業者(売主側業者)が、買主側とは媒介契約を締結しない場合、売主側業者は買主(媒介契約を締結しない顧客)に対して本人確認をする必要はないと認識してよいか。

- (2) 顧客(売主・買主)1名に対し、複数の媒介業者が媒介契約を締結するケース、例えば売主1名について売主側業者が複数存在する場合においては、いずれか一業者が本人確認を行えばよいか。

- (3) 複数の媒介業者が存在する場合、顧客(売主・買主)がそのうち一業者のみと媒介契約を締結する場合がある。例えば売主側業者が複数存在し売主はそのうち1社にのみ手数料を支払い、それを複数業者間で配分するケースが該当する。このような場合、売主と媒介契約を締結する業者のみが本人確認を行う義務があるという理解でよいか。

- (4) 買主側の媒介業者が、買主が希望する物件の所有者に売却を打診し、所有者が売却に応じたケースにおいて、その売主が媒介業者に媒介を依頼するつもりはなく手数料も支払わないとされた場合、売主との間に他の媒介業者は介在しないものの、買主側業者は売主と媒介契約は締結しないことから本人確認をする必要はないという理解でよい

か。

- (5) マンション・戸建等の集合住宅分譲においては、売主、販売提携業者（媒介・代理）等、複数の宅建業者が存在するケースがある。特に共同事業の場合売主自身が複数になるが、契約に立ち会うのはそのうちの 1 社ないし販売提携業者 1 社のみである。買主との契約に立ち会う販売提携業者が買主の本人確認を行えば、それ以外の業者は本人確認を行う義務はないという理解でよいか。
- (6) いわゆる「第三者のためにする売買契約」を宅建業者が媒介し、当該売買契約の買主と第三者との契約についてはその宅建業者が媒介を行わない限りにおいて、当該宅建業者は第三者についての本人確認をする義務はないと認識してよいか。
- (7) 売買契約後に買主が第三者に対し「買主の地位を譲渡」した場合、「買主の地位を譲渡」する契約は宅建業法の規律を受けない。当初の売買契約を媒介した宅建業者は、「買主の地位を譲渡」された第三者については本人確認をする義務はないと認識してよいか。

以上